

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による 若者の修学及び就業の促進に関する法律

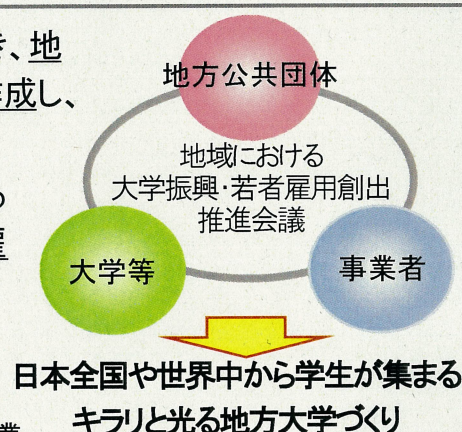
我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

法律の概要

(1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度 (キラリと光る地方大学づくり)

- 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。【第4条及び第5条関係】
- 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。【第10条関係】
- 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金【※】を交付。【第11条関係】

【※】内閣府交付金分70億円(文部科学省予算等を含む地方大学・地域産業創生事業100億円の内数)【平成30年度予算】

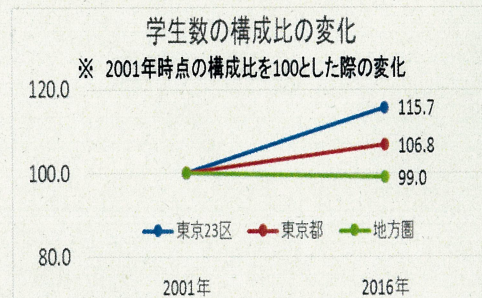


(2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制【第13条関係】

- 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内【※】の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。
- 【※】学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。

○ 例外事項の具体例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・専門職大学等の設置(5年間の経過措置)



(3) 地域における若者の雇用機会の創出等【第15条関係】

- 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

【主な施策】

- ①地元中小企業等でのインターンシップ、②プロフェッショナル人材、③奨学金返還支援制度

目標

東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指す。
(参考:2016年の東京圏への転入超過数は約12万人)